

地域公共交通会議の概要

1. 目的

河南町地域公共交通会議規則に基づき、主に下記の協議を行います。

- ①地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- ②河南町運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- ③地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項に規定する地域公共交通計画の作成及び変更に関すること。
- ④交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- ⑤交通計画に基づく、事業の実施に関すること。

2. 任期について

- ①任期：2年（ただし、再任を妨げない。）
- ②任期途中で交代があったとき⇒前任者の残任期間

3. 会長及び副会長について

- ①会 長：委員の互選
- ②副会長：委員の中から会長が指名

4. 会議について

- ①会長が交通会議を招集し、会長が議長となります。
- ②参加要請があれば出席をお願いします。ただし、委員が会議に出席できない場合等は、代理者の出席をもって当該委員の出席とすることがあります。
- ③議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決定します。
- ④交通会議は、原則公開です（会議録も公開の対象で、町ホームページ等に掲載されます）。
- ⑤緊急の必要性があり、交通会議を開催する時間的余裕がない場合等は、書面により交通会議を開催する場合があります。

5. 協議結果の取扱いについて

交通会議において協議が調った事項については、その結果を尊重する義務（協議結果尊重義務）があります。

6. その他

交通会議の庶務（事務局）は、総務課において行います。